

先進安全自動車(ASV[※])に対する 税制特例が延長されます

※ASV・・・Advanced Safety Vehicle の略で先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車を指す。

令和8年度の税制改正において、衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)[※]を備えた車両総重量3.5t超のトラック及びバスについて、自動車重量税の特例措置が2年4ヶ月延長されます。

※令和5年1月4日に改正された保安基準に適合したもののみが対象となります。

対象車両	対象装置
車両総重量3.5トン超のトラック	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) (AEBS)
バス	

《税制特例措置の内容》

	自動車重量税 (初回のみ適用)
1装置装着	25%軽減

※車両総重量等により対象装置は異なります。詳細は別表をご確認ください。

※トラックには牽引車(トラクタ)を含みます。

※被牽引車(トレーラ)は除きます。

※バスには、乗車定員10人の乗用の用に供する自動車を含みます

※対象になる自動車につきましては、各自動車メーカーへお問い合わせ下さい。

別表 先進安全技術を搭載したトラック・バス 《自動車重量税》 税制特例の対象となる自動車

* AEBS: 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)

《自動車重量税…令和8年5月1日～令和10年8月31日》

【トラック】

3. 5 t 超のトラック

AEBS(歩行者検知機能付き)

○

自動車重量税: Δ 25%軽減

【バス】

バス

AEBS(歩行者検知機能付き)

○

自動車重量税: Δ 25%軽減

税制特例に関する取扱いの概要

○初回新規登録のための新規検査時(予備検査含む)に衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)が搭載されていることを証明する書面が必要となります。

※初回新規登録後の書面の提出による減税措置は受けられませんのでご注意ください。

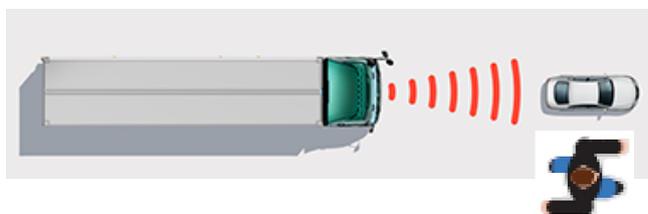
○対象となる自動車がエコカー減税やバリアフリー減税の対象でもある場合は、
・自動車重量税は軽減率の高い減税が優先(同一の軽減率の場合はエコカー減税が優先)されます。

○なお、個々の自動車の架装内容等により、減税額が変わりますので、購入予定の各自動車販売店等にお問い合わせ下さい。

(参考)先進安全技術の概要

《衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)》

カメラやレーダーなどで前の自動車及び歩行者を検知して、追突するおそれがある場合には、音や警告灯などでドライバーに警告してブレーキ操作による衝突回避を促し、さらにブレーキ操作が無くこのままでは追突が避けられないとシステムが判断した場合には、被害を軽減するために自動的にブレーキが作動する。



(警告灯の表示例)